

第106回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパーク ウエストタワー7階 大会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

お土産及び懇親会について

本株主総会においては、お土産をご用意しておりません。また、懇親会の予定もございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主様へのお願い

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、新型コロナウイルス集団感染のリスクがあります。議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は感染防止の観点からお控えいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社のウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認ください。当社ウェブサイト(<https://www.piolax.co.jp/>)

|ごあいさつ



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第106回定時株主総会を6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに「招集ご通知」をお届けいたします。

また、第106期の概況と今後の取り組みについて、ご報告申し上げますのでご高覧頂ければ幸いです。

代表取締役社長 島津幸彦

目次

第106回定時株主総会招集ご通知……………	2
-----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………	6
第2号議案 定款一部変更の件……………	7
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）7名選任の件…	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件……………	17
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件……………	20

提供書面

事業報告

1 企業集団の現況……………	24
2 会社の現況……………	34

連結計算書類……………	47
-------------	----

計算書類……………	50
-----------	----

監査報告……………	53
-----------	----

株主各位

証券コード 5988
2022年6月3日

神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地

株式会社パイオラックス
代表取締役社長 島津 幸彦

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により後述のご案内に従って2022年6月23日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使し、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

・当社ウェブサイト (<https://www.piolax.co.jp/>)

敬具

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様のマスク着用、検温、株主様の間隔を確保するため入場制限をする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 横浜ビジネスパーク ウェストタワー7階 大会議室
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <hr/> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4 議決権行使等についてのご案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.piolax.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ・ 連結計算書類の連結注記表
 - ・ 計算書類の個別注記表
- 監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.piolax.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

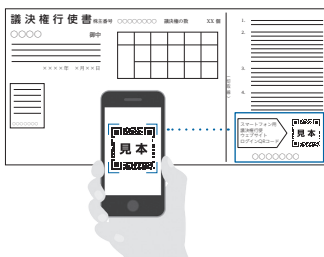
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

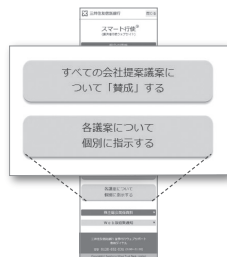
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

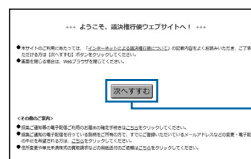
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

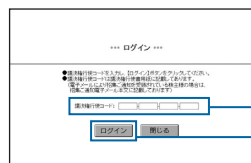
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

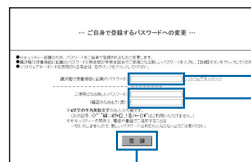
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要政策と位置づけ、安定した配当の継続を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としております。当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭。

(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金**22円50銭**といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は**794,954,588円**となります。
これにより、中間配当金（1株につき**22円50銭**）と合わせまして年間配当金は1株につき**45円**となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

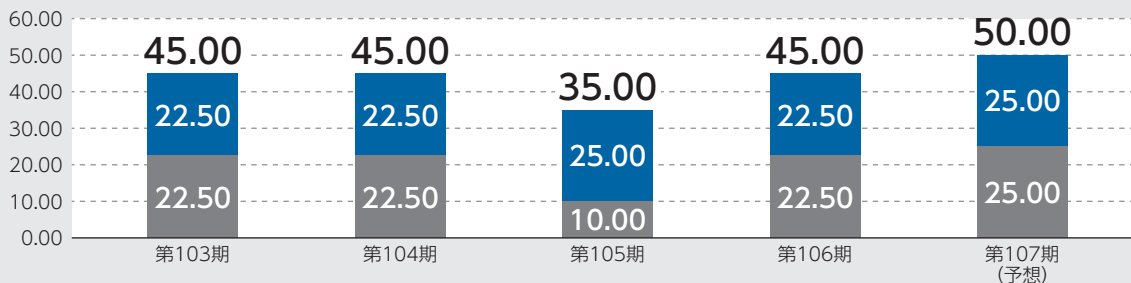
2022年6月27日

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削るものであります。
- ④ 上記の新設及び削られる規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削るものといたします。

(2)取締役会議長の柔軟な人選を行うことにより、取締役会の実効性をさらに高めることを目的として、取締役会の招集権者及び議長を取締役会の決議で選定できるよう、現行定款第26条(取締役会の招集権者および議長)第1項及び第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会書類等の電子提供措置)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定められた取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を削ることおよび定款第19条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削る。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、当社監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	しまづ ゆきひこ 島津 幸彦	代表取締役社長・社長執行役員 取締役会議長 百奥来仕（中国）投資有限公司董事長	再任
2	ながみね みちお 永峯 道男	代表取締役専務・専務執行役員 企画管理部門統括・IT部門統括・ 関係会社統括	再任
3	すずき とおる 鈴木 徹	取締役・上席執行役員 営業部門統括・購買部門統括	再任
4	ますだ しげる 増田 茂	取締役・上席執行役員 生産物流部門統括・品質保証部門統括 ファスナーSBU長	再任
5	かじ まさあき 梶 雅昭	上席執行役員・百奥来仕（中国）投資有 限公司総裁兼総経理 東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁 武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁	新任
6	おちあい ひろゆき 落合 宏行	愛知県経営者協会常任理事 中部経済同友会幹事	新任 社外 独立
7	あかばね まきこ 赤羽 真紀子	CSRアジア(株)日本代表	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

しまづ ゆきひこ
島津 幸彦 (1957年9月10日生)

再任



- 所有する当社の株式数
57,304株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
10,204株
- 取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 3月	当社入社	2006年 6月	当社取締役営業SBU長兼海外営業部長
1999年 7月	当社海外営業部長		
2001年 8月	パイオラックス コーポレー ション取締役社長	2010年 4月	当社代表取締役社長
2005年 6月	当社取締役	2016年 6月	当社代表取締役社長・社長執行役員（現任）

担当

取締役会議長

重要な兼職の状況

百奥来仕（中国）投資有限公司董事長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2010年4月から現在に至るまで、当社代表取締役社長を務め、「ONE PIOLAX」を合言葉に国内外における当社グループの発展をリードしてきました。また2001年8月から2006年5月まで、米国において子会社社長に就任し、現在も中国拠点統括子会社の董事長（会長）を兼任するなど、当社のグローバル化に貢献しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

なが みね みち お
永 峯 道 男 (1957年3月15日生)

再 任



- 所有する当社の株式数
6,975株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
6,975株
- 取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	日本開発銀行（現 ㈱日本政策投資銀行）入行	2008年 6月	当社取締役購買部長
2003年 6月	㈱日本政策投資銀行情報企画部長	2012年 6月	当社取締役H R室長
2007年 6月	当社参与	2013年 4月	当社常務取締役H R室長
2007年 7月	当社参与E R P推進部長	2015年 4月	当社常務取締役
2008年 4月	当社参与購買部長	2016年 6月	当社常務取締役・常務執行役員
		2019年 6月	当社代表取締役専務・専務執行役員（現任）

担当

企画管理部門統括・I T部門統括・関係会社統括

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2013年4月から当社常務取締役を務め、企画管理部門、購買部門、I T部門、関係会社の統括責任者として当社の発展に貢献し、2019年6月から現在に至るまで当社代表取締役専務として当社グループの発展をリードしてきました。また2007年6月の当社入社の前職は㈱日本政策投資銀行の経営幹部に就任するなど、I T・財務部門に精通し相当の知見を有しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

すずき とおる
鈴木 徹

(1962年3月1日生)

再任



- 所有する当社の株式数
13,331株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
2,231株
- 取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1985年3月	当社入社	2016年6月	当社上席執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總經理兼武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總經理
2001年12月	(株)ピーエスティー取締役社長	2019年1月	当社上席執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總裁・上海百奧來仕貿易有限公司總裁兼總經理
2005年4月	当社真岡工場長	2019年6月	当社取締役・上席執行役員・営業SBU長
2008年6月	当社真岡工場長・(株)ピーエムティー取締役社長	2021年6月	当社取締役・上席執行役員(現任)
2010年6月	当社執行役員・富士工場長兼(株)ピーエムティー取締役社長		
2011年6月	当社取締役常務執行役員・富士工場長		
2014年1月	当社取締役常務執行役員・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司總經理兼武漢百樂仕汽車精密配件有限公司總經理		

担当

営業部門統括・購買部門統括

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2010年6月から当社執行役員を務め、2011年6月には当社取締役に就任し、生産物流部門及び品質保証部門の責任者となりました。その後、2014年1月から中国において子会社總經理に就任、2016年6月の当社監査等委員会設置会社移行に伴い上席執行役員に就任後、2019年1月には中国拠点統括会社の總裁兼總經理に就任し、世界最大の自動車市場である中国に精通しております。2019年6月からは当社取締役に務め、営業部門・購買部門の統括責任者として当社の発展に貢献しております。また、2001年12月から2005年3月までプレス専門子会社の(株)ピーエスティー取締役社長、2008年6月から2011年5月まで金型専門子会社の(株)ピーエムティー取締役社長に就任するなど子会社の経営体質強化にも取り組んでまいりました。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

ます だ しげる
増田 茂

(1963年8月12日生)

再任



- 所有する当社の株式数
21,350株
- うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
850株
- 取締役会出席状況
19/19回

略歴、当社における地位及び担当

1987年3月	当社入社	2014年1月	当社執行役員・開閉機構部品 SBU長・生産技術室長
2004年4月	当社生産技術室室長	2016年6月	当社上席執行役員・開閉機構 部品SBU長・生産技術室長
2006年4月	当社燃料系部品SBU製造グ ループグループリーダー	2018年6月	当社上席執行役員・ファスナ ーSBU長・生産技術部長
2010年6月	当社ファスナーSBU製造グ ループグループリーダー・真 岡工場長	2020年8月	当社取締役・上席執行役員・ ファスナーSBU長（現任）
2011年6月	当社執行役員・開閉機構部品 SBU長		

担当

生産物流部門統括・品質保証部門統括・ファスナーSBU長

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2011年6月から当社執行役員、開閉機構部品SBU長を務め、2018年6月から上席執行役員、ファスナーSBU長、生産技術部長、2020年8月から当社取締役を務め、ファスナーSBU長及び生産物流部門、品質保証部門の統括責任者として当社グループの発展に貢献しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

かじ まさ あき
梶 雅 昭

(1963年3月1日生)

新任



●所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	日本開発銀行（現 ㈱日本政策投資銀行）入行	2019年6月	当社上席執行役員・上海百奥来仕貿易有限公司総裁兼総経理・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁
2005年4月	㈱日本政策投資銀行 ニューヨーク事務所主席駐在員		
2010年6月	同行 情報企画部長		
2014年4月	当社入社	2020年12月	当社上席執行役員・百奥来仕（中国）投資有限公司総裁兼総経理・東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁・武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁（現任）
2014年6月	当社参与 E R P 推進部長		
2016年6月	当社執行役員・人事部長・グローバルIT統括部長		

重要な兼職の状況

百奥来仕（中国）投資有限公司総裁兼総経理
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司総裁
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司総裁

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2016年6月に当社執行役員に就任、人事部門、IT部門の責任者を務めました。2019年6月には上席執行役員として世界最大の自動車市場である中国の統括責任者として拡販活動を推進しました。また、当社入社の前職は、㈱日本政策投資銀行で企業審査部門等を歴任し、加えて米国勤務経験を経て経営幹部に就任するなど、企業経営・IT・財務部門に精通しております。

このような国内外の経験、培われた見識及び人脈は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

おち あい ひろ ゆき
落合 宏行 (1956年10月24日生)

新任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	トヨタ自動車工業(株)入社	2013年 6 月	(株)FTS代表取締役社長
2008年 6 月	トヨタ自動車(株) 常務役員	2013年 7 月	愛知県経営者協会常任理事 (現任)
2008年 7 月	トヨタ・モーター・ヨーロッパ Executive Vice President	2018年 3 月	中部経済同友会幹事 (現任)
2012年 4 月	トヨタ自動車(株) 上郷工場 長/下山工場長		

重要な兼職の状況

愛知県経営者協会常任理事
中部経済同友会幹事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2008年6月にトヨタ自動車(株)の常務役員に就任後、トヨタ・モーター・ヨーロッパEVP、上郷工場長/下山工場長、2013年6月より(株)FTS社長を歴任いたしました。

経営幹部として欧州勤務を経験したほか、愛知県経営者協会常任理事、中部経済同友会幹事等の公職に就任するなど、自動車業界のみならず幅広く企業経営の豊富な経験、知見を有しております。

このような経験、培われた見識及び人脈は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の社外取締役の独立性基準を満たしていることから、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に貢献できることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

あかばねまきこ
赤羽真紀子

(1969年11月21日生)

新任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月	(株)三菱銀行入社	2006年11月	日興アセットマネジメント(株) CSR室長
2001年 1月	スターバックスコーヒージャ パン(株)広報室環境事業チーム マネージャー	2010年 4月	CSRアジア(株)日本代表 (現 任)
2003年 8月	(株)セールスフォース・ドット コム社会貢献部長		

重要な兼職の状況

CSRアジア(株)日本代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2001年1月からスターバックスコーヒージャパン(株)広報室環境事業チームマネージャー、2003年から(株)セールスフォース・ドットコム社会貢献部長、2006年11月から日興アセットマネジメント(株)CSR室長を歴任し、2010年4月より現在に至るまでCSRアジア(株)日本代表に就任しております。サステナビリティの専門家として環境省、世界銀行、大学等での講演活動のほか、企業が発行するCSR報告書に対する第三者意見や指導を行い、日本ビジネス界におけるサステナビリティ及びCSRの取組みを牽引しています。

このような経験、培われた見識及び人脈は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の社外取締役の独立性基準を満たしていることから、当社のESG経営推進上の非財務価値の向上に貢献できることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏の選任が承認された場合には、当社は両社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び対象子会社の取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 落合宏行氏及び赤羽真紀子氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

い し か わ げ ん い ち
石川 元一 (1963年4月18日生)

新任



●所有する当社の株式数
400株

略歴、当社における地位

1987年4月	(株)日本興業銀行（現(株)みずほ銀行）入行	2014年12月	当社執行役員、パイオラックス・コーポレーション社長
2008年11月	(株)みずほコーポレート銀行海外営業推進部次長	2018年6月	(株)パイオラックス・メディカル・デバイス常務取締役
2010年4月	同行 産業調査部室長	2019年6月	当社執行役員・人事部長・グローバル事業管理部長（現任）
2012年4月	同行 関西金融法人部部長		
2014年5月	当社入社	2022年6月	(株)佐賀鉄工所社外監査役（現任）

担当

人事部長・グローバル事業管理部長

重要な兼職の状況

(株)佐賀鉄工所社外監査役

取締役候補者とした理由及び期待される役割

2014年12月に当社執行役員に就任、重要拠点である米国子会社社長を務め、18年6月に医療機器事業の子会社常務取締役、19年6月から現在に至るまで執行役員人事部長兼グローバル事業管理部長を務めております。当社入社の前職は、(株)みずほコーポレート銀行で企業審査部門等を歴任し、加えて米国勤務経験を経て経営幹部に就任するなど、企業経営・国際・財務部門に精通しております。

このような経験、長年培ってきた知識を活かし、客観的立場から当社の業務執行の監査・監督を行うことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

あさの けんいち
浅野 謙一

(1967年12月11日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
19/19回
- 監査等委員会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1996年4月	第一東京弁護士会に弁護士登録	2004年11月	保証協会債権回収(株)取締役(現任)
2001年2月	上野・高山法律事務所入所 内外テック(株)社外監査役(現任)	2011年6月	当社社外監査役
2004年6月	(株)芝浦電子社外監査役	2016年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2004年10月	上野・浅野法律事務所代表(現任)		

重要な兼職の状況

上野・浅野法律事務所代表
内外テック(株)社外監査役
保証協会債権回収(株)取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2011年6月から2016年6月まで当社社外監査役、2016年6月の監査等委員会設置会社発足から現在に至るまで当社監査等委員である社外取締役を務め、当社の業務執行の監査等を行うとともに、重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってまいりました。

また、弁護士として法務関連分野において、長年培ってきた知識、経験を活かし、客観的立場から、引き続き当社の業務執行の監査・監督を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

こ み や ま さかえ
小宮山 榮 (1965年10月3日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数
一株
- 取締役会出席状況
19/19回
- 監査等委員会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1988年10月	英和監査法人（現 あずさ監査法人）入所	2015年 7月	年金積立金管理運用独立行政法人監事
1992年10月	(株)トミー（現 (株)タカラトミー）入社	2017年10月	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員（現任）
2000年 3月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2020年 8月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2014年 4月	イマニシ税理士法人入所（現任）		

重要な兼職の状況

イマニシ税理士法人社員
年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

2020年8月から現在に至るまで当社監査等委員である社外取締役を務め、当社の業務執行の監査等を行うとともに、重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってまいりました。

同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会計税務分野において、長年培ってきた知識、経験を活かし、客観的立場から、引き続き当社の業務執行の監査・監督を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅野謙一氏及び小宮山榮氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 浅野謙一氏及び小宮山榮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって浅野謙一氏が6年、小宮山榮氏が1年10ヶ月となります。なお、浅野謙一氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
 4. 当社は、浅野謙一氏及び小宮山榮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、浅野謙一氏及び小宮山榮氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ひろ わたり てつ
廣 渡 鉄

(1958年11月28日生)

社 外



●所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月	第一東京弁護士会に弁護士登録	1999年 4月	廣渡法律事務所代表(現任)
	上野隆司法律事務所入所	2006年 6月	栗林商船(株)社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

廣渡法律事務所代表
栗林商船(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

1992年4月に第一東京弁護士会に弁護士登録と同時に上野隆司法律事務所に入所を経て、1999年4月に廣渡法律事務所を開設しております。また、2006年6月から現在に至るまで栗林商船(株)の社外監査役を務め、企業経営の豊富な経験、知見を有しております。弁護士として法律関連分野において、長年培われた知識、経験を活かし、客観的立場から当社の業務執行の監査・監督を行うことを期待し、今般監査等委員である取締役改選期に併せて、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 廣渡鉄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 廣渡鉄氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 廣渡鉄氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く)。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。廣渡鉄氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】

取締役候補者選任の基本方針

当社は「弾性を創造するパイオニア」をスローガンに、自動車産業をはじめ医療機器、生活関連などの分野において、素材の持つ「弾性」をコア・テクノロジーとして生かした開発創造型企業を目指しております。既に米国、アジアを中心としてグローバル展開に取り組んでおりますが、今後は、「CASE」に象徴される自動車産業の新たな息吹を捉え、事業分野の深化と拡大を積極的に推進するとともに、「ESG」を経営戦略に取り入れることによって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る所存であります。このような基本方針に基づき、取締役候補者の選任基準を定めております。

取締役候補者の選任手続き

取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会が取締役に答申し、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申について審議・決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。

社外取締役の独立性判断基準

当社は「社外取締役の独立性判断基準」を制定し、独立社外取締役は、以下の事項に該当しない者としております。

- (1) 当社及び当社の子会社・関連会社の業務執行者又は過去において業務執行者であった者
 - (2) 当社が主要株主である法人等の団体に所属する業務執行者
 - (3) 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する業務執行者
 - (4) 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
 - (5) 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
 - (6) 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
 - (7) 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - (8) 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - (9) 当社が定める社外取締役としての在任年数を超える者
 - (10) 過去5年間ににおいて上記(2)から(8)のいずれかに該当していた者
 - (11) 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者
- (注) 1：主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主のこと
2：主要な取引先：当社との取引額が当社連結売上高の2%以上を占める取引先のこと
3：主要な借入先（その他大口債権者）：当社連結総資産の2%以上を占める借入先（大口債権者）のこと
4：多額の報酬：直近3事業年度において平均して年間1千万円を超えるもの
5：多額の寄付：直近事業年度において年間1千万円を超えるもの
6：在任年数：監査等委員でない社外取締役は6年、監査等委員である社外取締役は12年

【ご参考】第3、4号議案承認可決後の取締役会の体制

第3、4号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役会体制は次のとおりとなります。

	氏名				独立性	性別	取締役 在任期間	当社における地位（予定）
再任	しま 島	づ 津	ゆき 幸	ひこ 彦		男性	17年	代表取締役社長
再任	なが 永	みね 峯	みち 道	お 男		男性	14年	代表取締役専務
再任	すず 鈴	き 木	とおる 徹			男性	8年	取締役
再任	ます 増	だ 田	しげる 茂			男性	1年10ヶ月	取締役
新任	かじ 梶	まさ 雅		あき 昭		男性	—	取締役
新任	おち 落	あい 合	ひろ 宏	ゆき 行	独立役員	男性	—	社外取締役
新任	あか 赤	ばね 羽	まきこ 真紀子		独立役員	女性	—	社外取締役
新任	いし 石	かわ 川	げん 元	いち 一		男性	—	取締役 常勤監査等委員
再任	あさ 浅	の 野	けん 謙	いち 一	独立役員	男性	6年	社外取締役 監査等委員
再任	こ 小宮山			さかえ 榮	独立役員	女性	1年10ヶ月	社外取締役 監査等委員

※ 1. 各取締役の在任期間は、役位にかかわらず、取締役就任期間の累計年数を記載しております。

2. 浅野謙一氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。

【ご参考】第3、4号議案承認可決後の取締役のスキルマトリックス

第3、4号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

当社における地位 (予定)	氏名	企業 経営	営業/ マーケティング	技術・ 開発	製造・ 品質	財務・ 会計	法務・ リスクマネジメント	グローバル ビジネス	ESG/サ ステナビリティ	DX/IT	イノベ ーション/新規 事業
代表取締役 社長	島津 幸彦	●	●					●	●		●
代表取締役 専務	永峯 道男	●				●			●	●	
取締役	鈴木 徹	●	●		●			●			
取締役	増田 茂			●	●					●	
取締役	梶 雅昭	●				●		●		●	
社外取締役	落合 宏行	●			●			●	●		
社外取締役	赤羽真紀子	●							●		
取締役 常勤監査等 委員	石川 元一	●				●		●			
社外取締役 監査等委員	浅野 謙一						●				
社外取締役 監査等委員	小宮山 榮					●					

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛、停滞が昨年10月の緊急事態宣言解除後において徐々に緩和されてきたものの、今年1月にはオミクロン株の爆発的な感染増加により再びまん延防止等重点措置が発令されたことで個人消費は依然として低迷を続け、年度末に発生したロシア・ウクライナ問題に端を発した急激な円安、原油高等を背景に、景気は極めて厳しい状況で推移しております。海外につきましても、米国や欧州など日本よりも早くオミクロン株の感染拡大が進み、また今年に入り中国における爆発的な新型コロナウイルス感染者の増加により、全世界で生産、物流に支障を来す等、経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、世界的な半導体需要の逼迫を受けて自動車メーカー各社の減産が継続し、材料の供給問題・価格高騰、経済活性化に伴う輸送コストの増加の影響を継続的に受けるなど依然として厳しい状況下となったことから、国内生産台数は前年と比較して減少となりました。

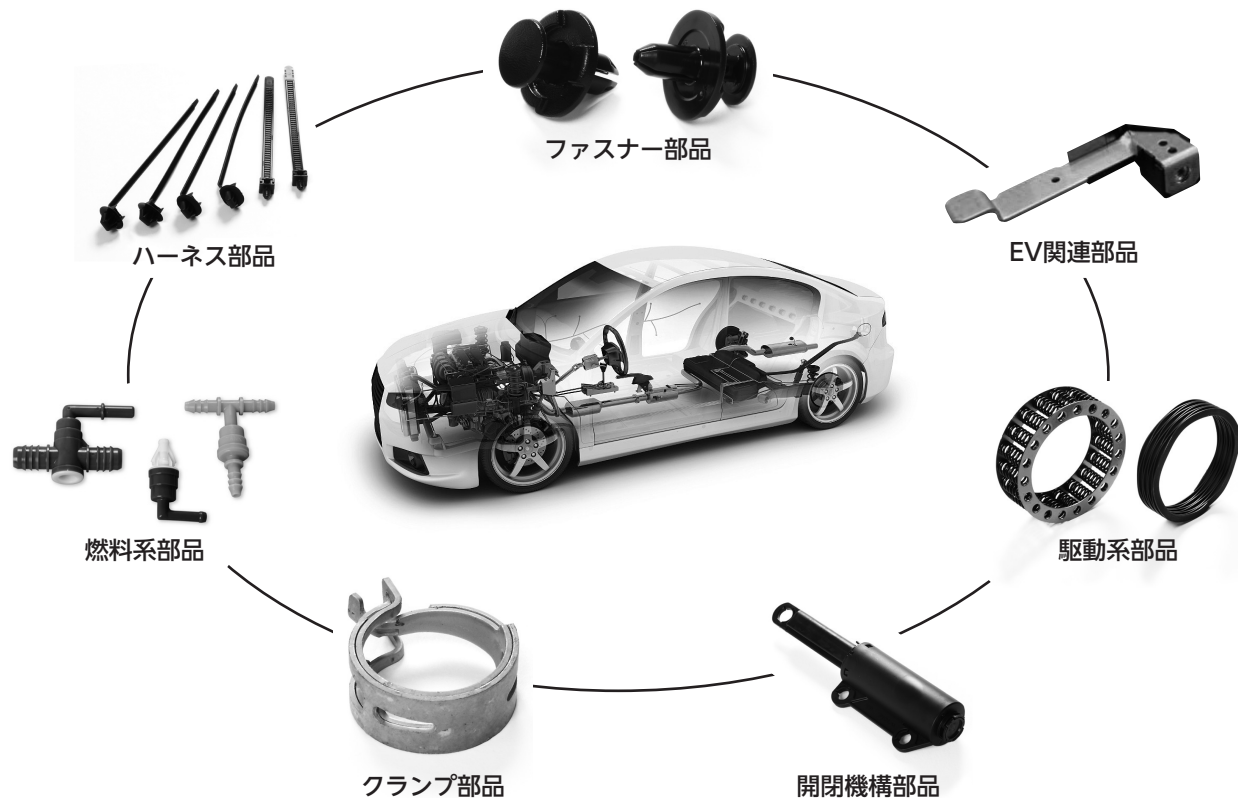
このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、日系のお取引先に加え非日系のお取引先にもグローバルに拡販活動を継続的に推進いたしました結果、売上高は55,144百万円と前期比4,991百万円(10.0%)の増加となりました。

一方利益面におきましては、増収による限界利益の増加に加え、材料価格高騰や輸送費の圧縮、またより一層の合理化活動等を推進いたしました結果、営業利益は5,216百万円と前期比1,198百万円(29.8%)の増益、経常利益は5,776百万円と前期比330百万円(6.1%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は4,224百万円と前期比261百万円(6.6%)の増益となりました。

	第105期 (2021年3月期)	第106期 (2022年3月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	50,152	55,144	4,991増	10.0%増
営業利益	4,018	5,216	1,198増	29.8%増
経常利益	5,446	5,776	330増	6.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	3,962	4,224	261増	6.6%増

セグメントの業績は、次のとおりであります。

自動車関連等 売上高 50,608百万円



新型コロナウイルス感染症及び半導体不足による自動車メーカー各社の減産があったものの、米国をはじめ新興国市場や非日系のお取引先等にグローバル拡販を積極的に推進いたしました結果、売上高は50,608百万円と前期比4,731百万円（10.3%）の増収となりました。一方利益面においては、増収による限界利益の増加に加え、材料価格や輸送費等の高騰に対応するため合理化活動等を推進いたしました結果、営業利益は5,780百万円と前期比1,239百万円（27.3%）の増益となりました。



拡販を積極的に推進いたしました結果、売上高は4,535百万円と前期比259百万円（6.1%）の増収となりました。一方利益面においては、一部の製品において不具合が発生したことにより当該費用を計上いたしました。増収効果に加え合理化活動を継続的に推進したこと等により、営業利益は278百万円と前期比6百万円（2.2%）の増益となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は、2,941百万円で、その内容は生産設備1,520百万円、金型781百万円の投資が主なものであります。

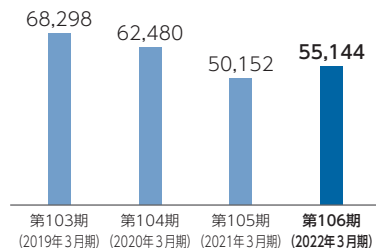
③ 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達の確保の観点から、2019年8月30日に複数の金融機関との間で1,500百万円のコミットメントラインの設定をしております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

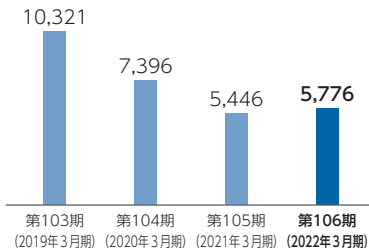
売上高

(単位：百万円)



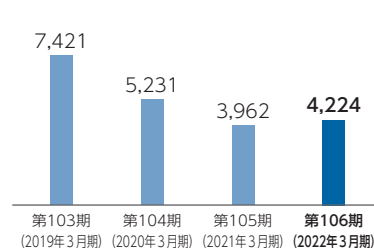
経常利益

(単位：百万円)



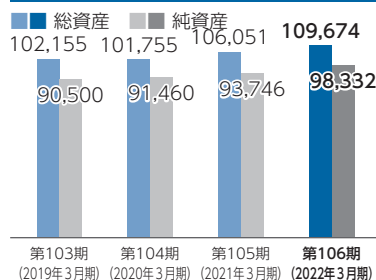
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



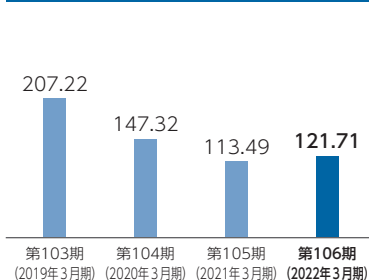
総資産/純資産

(単位：百万円)



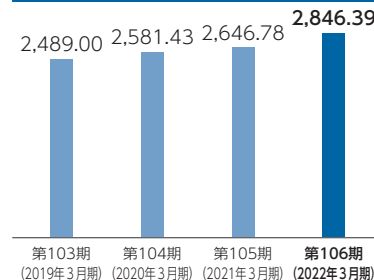
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産

(単位：円)



		第103期 (2019年3月期)	第104期 (2020年3月期)	第105期 (2021年3月期)	第106期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	68,298	62,480	50,152	55,144
経常利益	(百万円)	10,321	7,396	5,446	5,776
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,421	5,231	3,962	4,224
1株当たり当期純利益	(円)	207.22	147.32	113.49	121.71
総資産	(百万円)	102,155	101,755	106,051	109,674
純資産	(百万円)	90,500	91,460	93,746	98,332
1株当たり純資産	(円)	2,489.00	2,581.43	2,646.78	2,846.39

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)パイオラックス エイチエフエス	40	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス メディカル デバイス	490	100.0	医療製品の製造・販売
パイオラックス コーポレーション	1,210万米ドル	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス リミテッド	1,000万英ポンド	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス(タイランド)リミテッド	75,000万タイバツ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	3,310万米ドル	96.0 (96.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
パイオラックス 株式会社	22,500百万韓ウォン	67.9	工業用樹脂ファスナーの製造・販売
(株)パイオラックス九州	180	100.0	工業用ファスナー及び工業用プラスチック製品等の製造・販売及び請負
パイオラックス メキシカーナ	11,844万メキシコペソ	100.0	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	1,500万米ドル	100.0 (100.0)	精密金属ばね・工業用樹脂ファスナー及び小型ユニット製品の製造・販売
百奥来仕(中国)投資有限公司	5,797万米ドル	100.0	中国グループ会社の投資、資金管理、事業管理業務の統括及び主に自動車産業向けの金属製品・樹脂製品の販売

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、当社が所有する東莞百樂仕汽車精密配件有限公司及び武漢百樂仕汽車精密配件有限公司の出資金を百奥来仕(中国)投資有限公司に現物出資いたしました。これにより、東莞百樂仕汽車精密配件有限公司及び武漢百樂仕汽車精密配件有限公司は百奥来仕(中国)投資有限公司の子会社となっております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)佐賀鉄工所	310	20.0	自動車及び機械工業向けを主とする六角ボルト、特殊ボルトの製造・販売

当社は、自動車用ボルトの大手メーカーである(株)佐賀鉄工所とグローバルな協力関係を構築することを目指して、資本関係を含む包括的な業務提携契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社の主要な取引先である自動車業界においては、C A S E（コネクティッド、自動運転、シェアリング、電動化）対応の加速、部品メーカー同士のコラボレーション、異業種の自動車業界への参入など、100年に一度の大変革期と言われております。世界経済は2022年度も引き続き新型コロナウイルスの影響及びロシアのウクライナ侵攻による世界情勢への影響が懸念され、当社を取り巻く環境でも、これらに加えて半導体供給課題等による自動車メーカー各社の減産、原材料の高騰と供給量不足、物流の混乱及び労務費上昇などから不透明感が継続しております。

このような経営環境において、当社グループでは、既存事業の変革、新規及び次世代事業への挑戦、経営基盤強化、将来に向けた積極投資、E S G経営の推進を方針に掲げて取り組んでおります。今後も、DXやIoTなど新しい技術を積極的に導入し、高い生産性を追求するほか、総コスト削減の徹底による収益基盤の強化にも取り組んでまいります。

① 競争力の強化

自動車メーカーのグローバル展開が進み、部品会社間の競争が国内外を問わず激化している中で、当社グループがサプライヤーとして成長、発展していくためには、お客様に満足いただけるトップクラスの品質、価格、納期及び新製品開発を含めた競争力の強化が不可欠と認識しております。

品質面では、各事業部の品質保証機能を集約した品質保証部を新たに設置し、品質マネジメントシステムに沿った一元的な保証体制を構築しています。

価格面では、開発から製造、販売までの一貫した合理化を積極的に推進することで、競争力確保を図ってまいります。また、今後の競争力強化の基盤となるインフラ整備にも積極的に取り組んでおり、日本国内では横浜地区及び栃木県真岡工場のリニューアル計画を進めてまいります。

② 事業戦略の強化

当社は市場の変化に迅速に対応し、事業分野ごとに開発・製造・販売に至るまで一体運営を進めるために、S B U（戦略的ビジネスユニット）制を導入しております。精密ばね、工業用ファスナーから樹脂・金属を組み合わせたユニット部品へのシフトを進めながら、より付加価値の高い製品の比重をグローバルに高めてまいります。

また、急速に変化する事業環境に対応するため、2022年2月にはC A S E対応が進む欧州市場でのビジネスの拡大を狙い、ドイツに駐在員事務所を開設しました。さらに、2022年4月には2つの部署を新設いたしました。1つはC A S E対応の中でも、特に電動化に対応する製品の受注拡大を加速させるための「e商品開発部」、もう1つは、既存の事業領域にとらわれず、医療機器事業に続く第3の柱となる新たな事業の発掘を目指した「MIRAI事業部」になります。いずれも当社グループの持続的な成長をけん引してまいります。

③ ESG経営の推進

当社は、気候変動への対応や人権尊重など、ESGに関する課題への対応が重要な経営課題の1つであると考えております。今後、さらにこれらの課題への対応を加速させるため、2021年12月にサステナビリティ方針を制定するとともに、サステナビリティ委員会を設置いたしました。ESGに関する取り組みについては、毎年CSRレポートにて報告しております。利益を追求するだけでなく、当社のステークホルダーの方々との協力し、持続可能な社会の実現に貢献できる企業を目指してまいります。

〈環境 Environment〉

環境対応については、ISO14001:2015の認証を取得し、全てのお客様及び環境法規制の要請に応える体制を築いております。また、2022年3月に「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」による提言への賛同を表明し、TCFDに基づく情報を開示致しました。今後も気候変動に関連する事業リスクやビジネス機会についての情報開示を拡充してまいります。TCFDの開示と併せて2050年カーボンニュートラルを目指したロードマップも公表しており、CO₂排出量削減や資源の有効活用など、脱炭素社会と循環型社会を目指した積極的な活動を今後も展開してまいります。

〈社会 Social〉

当社グループは、従業員の個性や多様性を尊重し、安全で働きやすく一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくりを目指しています。「ダイバーシティの推進」に向けた取り組みの一つとして、2021年1月に女性活躍推進法に基づく優良企業認定「えるぼし」最高位（3段階）を取得いたしました。また、2022年3月には、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む法人として、「健康経営優良法人2022」（大規模法人部門）に認定されました。当社は、引き続き誰もが働きやすく活躍できる職場環境の整備を進めてまいります。また、事業活動において、安全かつ高品質な製品を提供することで社会への貢献を目指してまいります。

〈ガバナンス Governance〉

当社グループは、中長期的な企業価値の向上を目指すため、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。2016年の監査等委員会設置会社への移行後、取締役への株式報酬制度の導入（2017年）、取締役の3分の1を独立社外取締役体制化（2018年）、指名・報酬諮問委員会の設置（2019年）、女性取締役就任（2020年）とガバナンス体制の強化を進めてまいりました。2021年にはプライム市場移行の要件に適合した、より高度なコーポレート・ガバナンスコードへの対応に取り組むなど、ガバナンス強化を順次推進してまいりました。今後も当社グループは株主、顧客、従業員、取引先など様々なステークホルダーとの関係において、透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方を発展させてまいります。

【ご参考】パイオラックスグループ サステナビリティ方針

私たちパイオラックスグループは、「弾性を創造するパイオニアとして、広く産業や社会に貢献する」との基本理念を通じて、しなやかな発想のものづくりで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

- 1) 開発型企業として、事業を通じて気候変動問題をはじめとする社会的な課題の解決に取り組みます。
- 2) グローバル企業として、国際ルール、法令を遵守すると共に、公正且つ透明性の高い経営を実現します。
- 3) 従業員の個性や多様性を尊重し、安全に安心して働ける職場環境づくりを目指します。
- 4) ステークホルダーとの関係を大切にし、責任ある対話を行い、信頼関係を構築します。
- 5) 経営トップは本方針の精神の実現に向け、実効性のあるガバナンス体制を構築し、グループ各社への周知徹底に努めます。

(1) サステナビリティ委員会の役割

当社グループのサステナビリティ及び E S G 経営に関する方針やマテリアリティの策定、目標設定と進捗状況のモニタリング、TCFD に基づくリスクと機会の特定などを実施いたします。

本委員会における審議については、経営会議及び取締役会に報告いたします。

(2) 委員会の構成

本委員会は、代表取締役を委員長とし、委員は取締役を中心に構成いたします。

④ 医療機器事業の展開

子会社の(株)パイオラックス メディカル デバイス (PMD) では、I V R (血管内治療) からスタートしましたが、消化器に使用する内視鏡治療、脳外科用の整形分野へと業容を拡大し、血管や管腔を利用し身体になるべく傷をつけずに治療する「低侵襲治療」に取り組んでおります。大学病院等との共同研究により、商品企画力・営業力の強化を図りつつ、高齢化社会のニーズを捉え、「人に優しい弾性材料」で作られた医療用具の開発・製造・販売を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

コイルばね、薄板ばね、ワイヤーフォーム、金属及び合成樹脂ファスナー、ユニット機構部品、医療用具・医療用機械器具などの製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)**当社の主要な事業所**

名称	所在地
本店	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
真岡工場	栃木県真岡市
富士工場	静岡県富士市
湘南センター	神奈川県足柄上郡大井町
西日本センター	福岡県京都郡苅田町

主要な子会社の事業所（国内）

名称	所在地
(株)パイオラックス エイチエフエス	群馬県安中市
(株)パイオラックス メディカル デバイス	神奈川県横浜市
(株)ピーエムティー	栃木県真岡市
(株)ピーエヌエス	栃木県那須塩原市
(株)パイオラックス九州	福岡県飯塚市

主要な子会社の事業所（海外）

名称	所在地
パイオラックス コーポレーション	米国ジョージア州キャントン
パイオラックス リミテッド	英国ランカシャー州アルサム
パイオラックス株式会社	韓国仁川広域市
パイオラックス (タイランド) リミテッド	タイ国ラヨン県
東莞百樂仕汽車精密配件有限公司	中国広東省東莞市
パイオラックス インディア プライベート リミテッド	インド国アンドラ・プラデシュ州スリシティー市
パイオラックス メキシカーナ	メキシコ国ヌエボレオン州アポダカ市
ピーティー パイオラックス インドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県
武漢百樂仕汽車精密配件有限公司	中国湖北省武漢市
百樂来仕 (中国) 投資有限公司	中国上海市

主要な関連会社

名称	所在地
(株)佐賀鉄工所	佐賀県佐賀市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車関連等	2,625 (579) 名	105名減 (34名減)
医療機器	203 (26) 名	6名増 (12名増)
全社 (共通)	24 (11) 名	1名減 (1名減)
合 計	2,852 (616) 名	100名減 (23名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
592 (238) 名	17名増 (16名減)	40.9歳	15.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 137,370,000株
- ② 発行済株式の総数 38,054,100株 (自己株式2,722,785株を含む。)

(注) 2021年11月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,200,000株減少しております。

- ③ 株主数 7,391名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主の氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社佐賀鉄工所	6,045	17.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,483	12.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,580	7.30
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	2,339	6.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,184	3.35
加藤 一彦	1,100	3.11
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチユニティズ ファンド	895	2.53
パイオラックス取引先持株会	845	2.39
合同会社はつき	660	1.86
株式会社みずほ銀行	600	1.69

(注) 1. 当社は自己株式を2,722,785株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、役員向け株式給付信託が保有する当社株式81,929株は自己株式には含んでおりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2021年11月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 874,000株
取得価額の総額	1,499,960,700円
取得した期間	2021年11月10日から2022年3月11日まで

ロ. 自己株式の消却

2021年11月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 1,200,000株
自己株式消却額	1,808,400,000円
消却した日	2021年11月30日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	島津幸彦	取締役会議長 百奥来仕（中国）投資有限公司董事長
代表取締役専務・専務執行役員	永峯道男	企画管理部門統括・IT部門統括・関係会社統括
取締役・上席執行役員	鈴木徹	営業部門統括・購買部門統括
取締役・上席執行役員	杉山晴光	設計部門統括・燃料系部品SBU長
取締役・上席執行役員	増田茂	生産物流部門統括・品質保証部門統括・ファスナーSBU長
取締役	岡徹	—
取締役（監査等委員・常勤）	長村由紀夫	監査等委員会委員長 ㈱佐賀鉄工所社外監査役
取締役（監査等委員）	浅野謙一	上野・浅野法律事務所代表 内外テック㈱社外監査役 保証協会債権回収㈱取締役
取締役（監査等委員）	小宮山榮	イマニシ税理士法人社員 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員

- (注) 1. 取締役岡徹氏及び取締役（監査等委員）浅野謙一、小宮山榮の2氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）長村由紀夫氏、取締役（監査等委員）浅野謙一氏及び小宮山榮氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）長村由紀夫氏は、金融機関在籍時には欧州現法で投資銀行業務を経験し、2004年12月から2016年6月まで当社経営管理部長、参与を歴任しました。また、2011年8月から2016年6月まで子会社社長として経営にも携わり、経営管理全般及びIRの業務にも精通しております。
 - ・取締役（監査等委員）浅野謙一氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能とすべく、長村由紀夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役岡徹氏は、㈱石崎本店の社外取締役でありましたが、2021年5月8日付で辞任いたしました。
5. 社外取締役岡徹氏及び浅野謙一氏、小宮山榮氏につきましては、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役岡徹氏及び社外取締役（監査等委員）浅野謙一、小宮山榮の2氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び対象子会社の取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意・または重過失に起因する場合を除く）。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(役員報酬の基本思想)

優秀な人材を確保・維持できる水準であること。

企業価値増大への取組みを促進すること。

株主と利害を共通すること。

- ・ 当社の役員報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と同事業規模の他企業の水準を確認し設定しています。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成し毎期の持続的な業績改善に加えて中期的な成長を動機づける設計としています。
- ・ 業務執行から独立した社外取締役と監査等委員である取締役に対しては基本報酬のみを支給します。
- ・ 役員報酬決定方針及び毎年の役員報酬は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬水準については、指名・報酬諮問委員会の協議を経て監査等委員会で決定しています。
- ・ 同諮問委員会は業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役で構成され、独立社外役員が過半を占める体制としています。
- ・ なお、取締役及び監査等委員である取締役について、退職慰労金制度はありません。
 - a. 基本報酬に関する方針
 - ・ 取締役の役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。
 - ・ 報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。
 - b. 業績連動報酬等に関する方針
 - ・ 企業業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益、連結営業利益率を業績指標とした年初計画（開示）及び前年業績比較、ならびに単体の営業利益、単体営業利益率を業績指標とした年初計画（中計開示）及び前年業績比較により算定します。目標業績達成時を100%評価とし0~150%の範囲で変動します。
 - ・ 目標業績達成時の付与額は固定報酬の概ね35%としています。
 - ・ 毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定しています。
 - c. 非金銭報酬等に関する方針
 - ・ 役員報酬と株主価値の連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識や株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬を支給します。
 - ・ 役員在任中はインセンティブを保持し続けるために株式報酬の支給時期は役員退任時とします。

- ・毎年5月末に権利を付与し、付与金額は直前に終了する事業年度における役位に応じて算出します。
- ・株式報酬の権利付与額は固定報酬の概ね24%としています。
- ・毎年の付与額は、指名・報酬諮問委員会の協議を経て取締役会で決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

- ・当社の役員報酬は基本報酬、短期インセンティブ報酬としての金銭賞与、長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬で構成されており、各報酬比率は目標業績達成時において、概ね「63：22：15」となっています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	130	81	21	27	6
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(-)	(-)	(1)
取締役(監査等委員)	33	33	-	-	3
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2)
合計	163	114	21	27	9
(うち社外取締役)	(22)	(22)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益、連結営業利益率を業績指標とした年初計画及び前年業績比較、ならびに単体の営業利益、単体営業利益率を業績指標とした年初計画及び前年業績比較であり、当該指標を選択した理由は企業業績と役員報酬の連動性を高めるためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に乗じて定めております。本年度の連結営業利益額は5,216百万円、連結営業利益率は9.5%、単体営業利益額は1,004百万円、単体営業利益率は3.9%となります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬限度額は、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額50百万円以内と決議いただいております。第100回定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。
- また、取締役の金銭報酬限度額とは別枠で、2017年6月28日開催の第101回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬の限度額を7年間で560百万円以内と決議いただいております。第101回定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。
5. 報酬等の額には、支給予定の役員賞与金が含まれております。
6. 当社は、2005年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岡徹氏は、(株)石崎本店の社外取締役でありましたが、2021年5月8日付で辞任いたしました。当社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野謙一氏は上野・浅野法律事務所代表及び内外テック(株)社外監査役、保証協会債権回収(株)取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小宮山榮氏は、イマニシ税理士法人社員及び年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岡 徹	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。 他社の業務執行者として長年の経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 浅 野 謙 一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。弁護士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 小 宮 山 榮	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。公認会計士として、培ってきた知識、経験を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または会計監査人の監査を受けております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について毎期検証します。会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合のほか、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質などにおいて適正でないと判断した場合には、会計監査人を解任または不再任とします。

⑤ 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として当社代表取締役社長を委員長とし、当社監査等委員である取締役が参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役を指名し、その事務局を経営管理部に置く。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制構築のための規程の整備、マニュアルの制定、情報システムの構築など実務的対応策を策定し、取締役会及び監査等委員会の承認を得て、当社及び当社グループの各業務部門に展開する。

またコンプライアンス委員会は、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営方針を遵守した業務運営を遂行するよう研修等により指導する。

当社及び当社グループは、役員及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、経営管理部長、業務監査部長または監査等委員である取締役に通報する体制を設け、通報者を保護し、不利益な取り扱いをしない。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループは、コンプライアンス、製品の品質、技術情報、環境、災害などに係るリスク管理について、それぞれの対応部署において規程、マニュアルの制定、研修の実施、内部監査を実施する体制をとる。

また品質、環境については、環境マネジメントシステム「ISO14001」、品質マネジメントシステム「IATF16949」など国際認証審査機関による定期的な外部審査を受審する。

会社の財政状態及び経営成績など財務情報の適正性及びその開示の適時性の確保については、経営管理部が法令及び内部規程に基づいて管理する。これらリスク管理体制の信頼性とトレーサビリティを担保するため、統合されたコンピューターシステム（ERP）を構築する。

全社の内部監査を担当する業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性を監査し、社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。

また執行役員制度を採用するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を代表取締役社長及び役付取締役に委任し、会社の意思決定の迅速化を図る。経営の適切な判断を導くための会議体として経営会議を取締役及び執行役員が出席して月1回開催し、取締役会における経営方針に基づき、具体的な業務執行のために必要な意思決定を行う。併せて、取締役会と経営会議との経営情報の共有化を図り、業務運営の方針徹底と経営上のリスクに対する感応度を高める体制を構築する。

当社は、中期経営計画を立案すると同時に、各年度ごとに年度方針及び予算を策定する。各事業分野を担当するSBU（戦略的ビジネスユニット）は、これを受けてSBU予算と行動計画を作成し、これに基づく業績管理を行う。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループは、法令ならびに社内規程に基づき文書等（電磁的記録を含む。）の保存及び管理を行う。

取締役は、これら文書等をいつでも閲覧することができる。

⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループのコンプライアンスの理念の統一を図り、グループ全体のコンプライアンスを統括する。

当社は、子会社及び重要な関連会社に対し、当社の役員または使用人を取締役または監査役として派遣し、それらの業務運営を定常的に監督する。

子会社及び関連会社の経営については、定期的に書面により、ないし当社取締役会において業績報告を受けるとともに、重要な経営事項の決定に関しては社内規程に基づき、原則として当社の事前承認を取得する。

業務監査部は、監査等委員である取締役及び会計監査人と連携しつつ、社内規程に基づき、子会社の監査を行う。

⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。関係部署は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、研修等により社内への周知徹底を図る。

⑦ 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当該人員が監査等委員会または監査等委員である取締役の命令する補助職務を行うに当たり、一切の制約をしてはならない。

当該人員を人事異動ないし制裁するときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、また人事評価について、監査等委員である取締役は意見を述べることができる。

⑧ 監査等委員会への報告体制ならびにその他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社及び当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

また監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及び当社グループは、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社及び当社グループに対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員である取締役が職務執行に必要なであると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 業務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催する他、取締役及び執行役員が出席する経営会議を開催することによって、具体的な業務執行のための意思決定や意見交換、業績管理を行っており、当社全体として、業務執行に関する適正な監督の実効性及び経営の効率性を確保しております。

② 監査・監督の実効性の確保に対する取り組み状況

社外を含む監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づく監査の実施とともに、取締役会等への出席及び会計監査人との情報交換ならびに内部統制システムの活用により、業務執行取締役の監査・監督に関する実効性を確保しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門担当は、内部統制に関する監査計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

④ コンプライアンス確保に対する取り組み状況

外部機関に内部公益通報窓口を設け、必要に応じてコンプライアンス委員会を適宜開催しており、全社的なコンプライアンス体制の向上を図るとともに取締役会への報告を実施しております。

(7) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先など様々な利害関係者（ステークホルダー）との関係において、法令及び倫理を遵守し透明性を確保した企業経営の基本的枠組みのあり方と理解しております。

① 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主にも十分に配慮し、全ての株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業価値を財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、各ステークホルダーに対するビジョンに基づいて適切な協働を実践していきます。また、当社の役職員は、コンプライアンスを最優先の課題と受け止め、全てのステークホルダーの権利・立場を尊重するとともに、各ステークホルダーと協働する企業風土の実現に向けて、リーダーシップを発揮していきます。

③ 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明かな説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

④ 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしていきます。

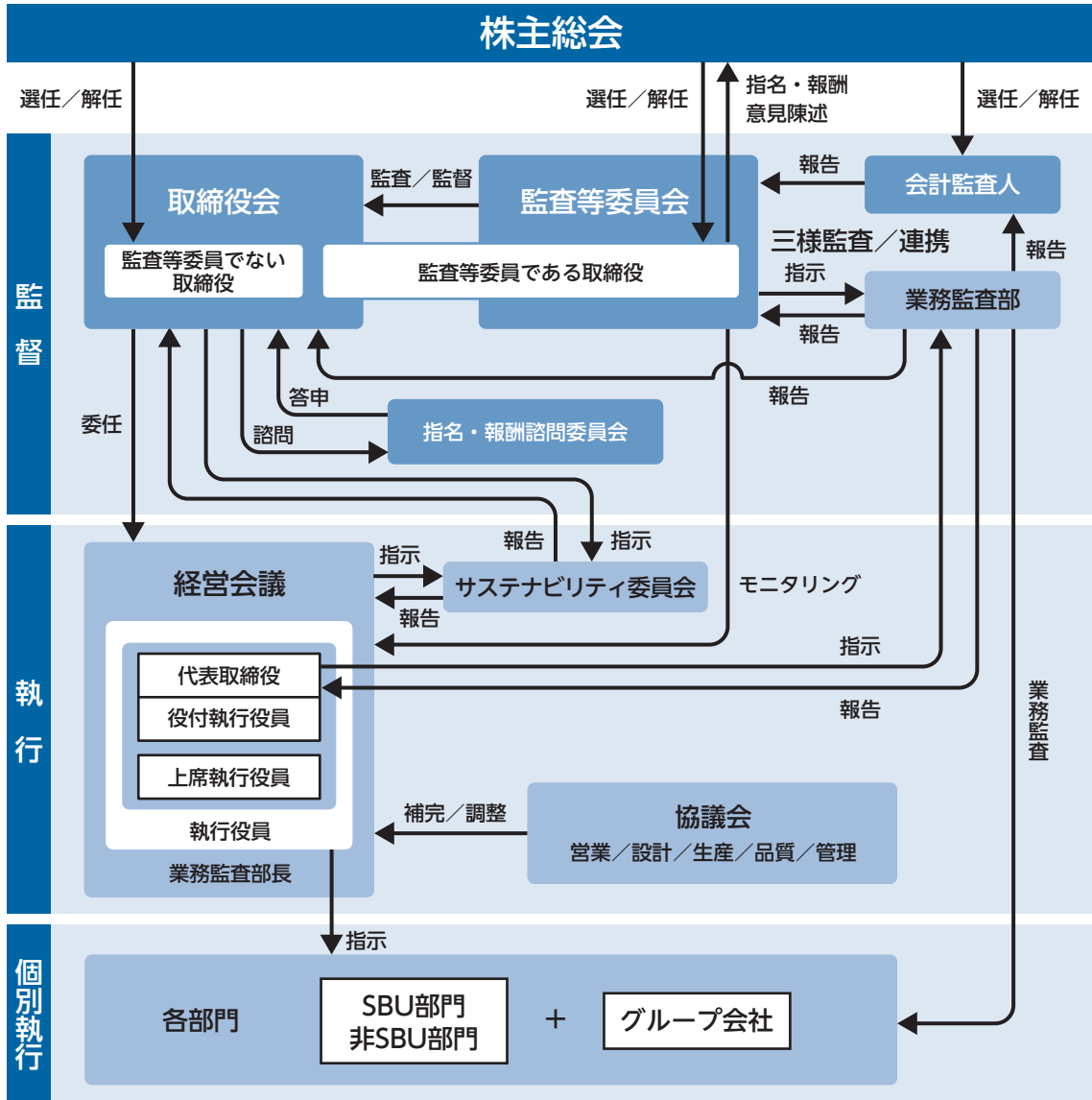
イ. 長期ビジョンや中期経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進します。

ロ. 内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

⑤ 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役をはじめとした経営陣幹部による様々なインベスター・リレーションズ活動、シェアホルダー・リレーションズ活動により、株主との間で建設的な目的を持った対話を推進していきます。

【ご参考】
 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第106期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第105期 2021年3月31日現在
資産の部		
流動資産	64,135	62,600
現金及び預金	35,505	32,964
受取手形及び売掛金	12,187	12,788
電子記録債権	1,566	1,875
有価証券	2,535	5,599
商品及び製品	5,321	4,191
仕掛品	2,082	1,744
原材料及び貯蔵品	2,859	1,827
未取還付法人税等	88	—
その他	2,022	1,640
貸倒引当金	△34	△33
固定資産	45,538	43,450
有形固定資産	23,736	23,321
建物及び構築物	7,710	7,809
機械装置及び運搬具	6,599	6,372
工具器具備品	2,132	2,115
土地	5,603	5,583
リース資産	419	228
建設仮勘定	1,271	1,210
無形固定資産	1,705	1,623
その他	1,705	1,623
投資その他の資産	20,096	18,506
投資有価証券	18,723	17,297
繰延税金資産	409	393
その他	963	815
貸倒引当金	△0	—
資産合計	109,674	106,051

科目	第106期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第105期 2021年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,821	9,864
買掛金	2,680	3,013
短期借入金	—	1,500
リース債務	262	94
未払法人税等	359	688
賞与引当金	917	884
その他	4,601	3,684
固定負債	2,519	2,441
リース債務	142	76
繰延税金負債	1,976	1,981
役員株式給付引当金	93	66
退職給付に係る負債	217	253
資産除去債務	81	56
その他	7	7
負債合計	11,341	12,305
純資産の部		
株主資本	94,077	92,894
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,572	2,888
利益剰余金	93,221	92,031
自己株式	△4,677	△4,986
その他の包括利益累計額	2,814	△483
その他有価証券評価差額金	878	1,081
繰延ヘッジ損益	△0	△1
為替換算調整勘定	2,097	△1,358
退職給付に係る調整累計額	△160	△204
非支配株主持分	1,440	1,335
純資産合計	98,332	93,746
負債純資産合計	109,674	106,051

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第106期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	(ご参考) 第105期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	55,144	50,152
売上原価	40,066	37,315
売上総利益	15,077	12,837
販売費及び一般管理費	9,860	8,818
営業利益	5,216	4,018
営業外収益	1,050	1,746
受取利息	148	153
受取配当金	33	29
持分法による投資利益	769	751
その他	98	812
営業外費用	490	318
支払利息	8	14
その他	481	303
経常利益	5,776	5,446
特別損失	182	—
減損損失	182	—
税金等調整前当期純利益	5,594	5,446
法人税、住民税及び事業税	1,412	1,354
法人税等調整額	△110	74
当期純利益	4,292	4,017
非支配株主に帰属する当期純利益	68	54
親会社株主に帰属する当期純利益	4,224	3,962

連結株主資本等変動計算書

第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	2,960	2,888	92,031	△4,986	92,894
会計方針の変更による累積的影響額			121		121
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,960	2,888	92,152	△4,986	93,015
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,662		△1,662
自己株式の消却		△315	△1,492	1,808	-
親会社株主に帰属する当期純利益			4,224		4,224
自己株式の取得				△1,500	△1,500
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△315	1,069	308	1,061
2022年3月31日 残高	2,960	2,572	93,221	△4,677	94,077

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	為替調整益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日 残高	1,081	△1	△1,358	△204	△483	1,335	93,746
会計方針の変更による累積的影響額							121
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,081	△1	△1,358	△204	△483	1,335	93,867
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,662
自己株式の消却							-
親会社株主に帰属する当期純利益							4,224
自己株式の取得							△1,500
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△203	1	3,456	43	3,298	105	3,403
連結会計年度中の変動額合計	△203	1	3,456	43	3,298	105	4,465
2022年3月31日 残高	878	△0	2,097	△160	2,814	1,440	98,332

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第106期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第105期 2021年3月31日現在
資産の部		
流動資産	29,156	31,523
現金及び預金	13,027	13,175
受取手形	28	27
電子記録債権	1,251	1,557
売掛金	5,842	5,931
有価証券	2,535	5,599
製品	1,403	1,199
仕掛品	1,284	761
原材料及び貯蔵品	1,045	330
前払費用	175	129
未収入金	2,408	2,223
未収還付法人税等	59	—
その他	118	610
貸倒引当金	△21	△21
固定資産	35,682	35,172
有形固定資産	8,748	9,158
建物	1,841	2,047
構築物	77	105
機械及び装置	1,617	1,568
車両運搬具	5	4
工具器具備品	275	451
土地	4,738	4,738
建設仮勘定	193	242
無形固定資産	248	211
借地権	5	5
ソフトウェア	121	85
その他	121	120
投資その他の資産	26,686	25,803
投資有価証券	2,145	1,696
関係会社株式	16,244	16,244
出資金	0	0
関係会社出資金	5,765	5,765
従業員長期貸付金	1	0
関係会社長期貸付金	2,030	1,730
長期前払費用	53	22
その他	625	555
貸倒引当金	△180	△212
資産合計	64,839	66,696

科目	第106期 2022年3月31日現在	(ご参考) 第105期 2021年3月31日現在
負債の部		
流動負債	9,064	9,869
買掛金	1,483	1,703
短期借入金	—	1,500
未払金	1,120	796
未払費用	500	495
未払法人税等	48	320
預り金	4,591	4,448
前受収益	4	4
賞与引当金	607	597
その他	707	2
固定負債	309	438
繰延税金負債	125	307
役員株式給付引当金	93	66
資産除去債務	65	40
その他	24	24
負債合計	9,373	10,308
純資産の部		
株主資本	54,974	55,713
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,571	2,887
資本準備金	2,571	2,571
その他資本剰余金	—	315
利益剰余金	53,822	54,554
利益準備金	512	512
その他利益剰余金	53,310	54,042
配当平均積立金	700	700
圧縮記帳積立金	852	852
別途積立金	49,285	46,685
繰越利益剰余金	2,472	5,804
自己株式	△4,380	△4,689
評価・換算差額等	491	674
その他有価証券評価差額金	492	676
繰延ヘッジ損益	△0	△1
純資産合計	55,466	56,387
負債純資産合計	64,839	66,696

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第106期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	(ご参考) 第105期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	25,645	23,640
売上原価	20,528	19,534
売上総利益	5,116	4,106
販売費及び一般管理費	4,112	3,739
営業利益	1,004	366
営業外収益	2,079	3,604
受取利息及び配当金	1,954	2,428
その他	125	1,176
営業外費用	310	175
支払利息	15	22
その他	294	153
経常利益	2,773	3,796
特別損失	182	—
減損損失	182	—
税引前当期純利益	2,591	3,796
法人税、住民税及び事業税	391	527
法人税等調整額	△159	△2
当期純利益	2,359	3,271

株主資本等変動計算書

第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	配当平均 積立金	圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日 残高	2,960	2,571	315	512	700	852	46,685	5,804	△4,689	55,713	
会計方針の変更による累 積的影響額								121		121	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,960	2,571	315	512	700	852	46,685	5,925	△4,689	55,835	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△1,719		△1,719	
自己株式の消却			△315					△1,492	1,808	-	
当期純利益								2,359		2,359	
自己株式の取得									△1,500	△1,500	
別途積立金の積立							2,600	△2,600		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△315	-	-	-	2,600	△3,453	308	△860	
事業年度中の変動額合計	-	-	△315	-	-	-	2,600	△3,453	308	△860	
2022年3月31日 残高	2,960	2,571	-	512	700	852	49,285	2,472	△4,380	54,974	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日 残高	676	△1	674	56,387
会計方針の変更による累 積的影響額				121
会計方針の変更を反映した 当期首残高	676	△1	674	56,509
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,719
自己株式の消却				-
当期純利益				2,359
自己株式の取得				△1,500
別途積立金の積立				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△183	1	△182	△182
事業年度中の変動額合計	△183	1	△182	△1,042
2022年3月31日 残高	492	△0	491	55,466

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社パイオラックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢定俊博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷秀穂

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社パイオラックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢定俊博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷秀穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイオラックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行い、その監査の実施状況について報告を受けるとともに意見交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社パイオラックス 監査等委員会

常勤監査等委員 **長村 由紀夫** ㊟

監査等委員 **浅野 謙一** ㊟

監査等委員 **小宮山 榮** ㊟

(注) 監査等委員浅野謙一及び小宮山榮は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

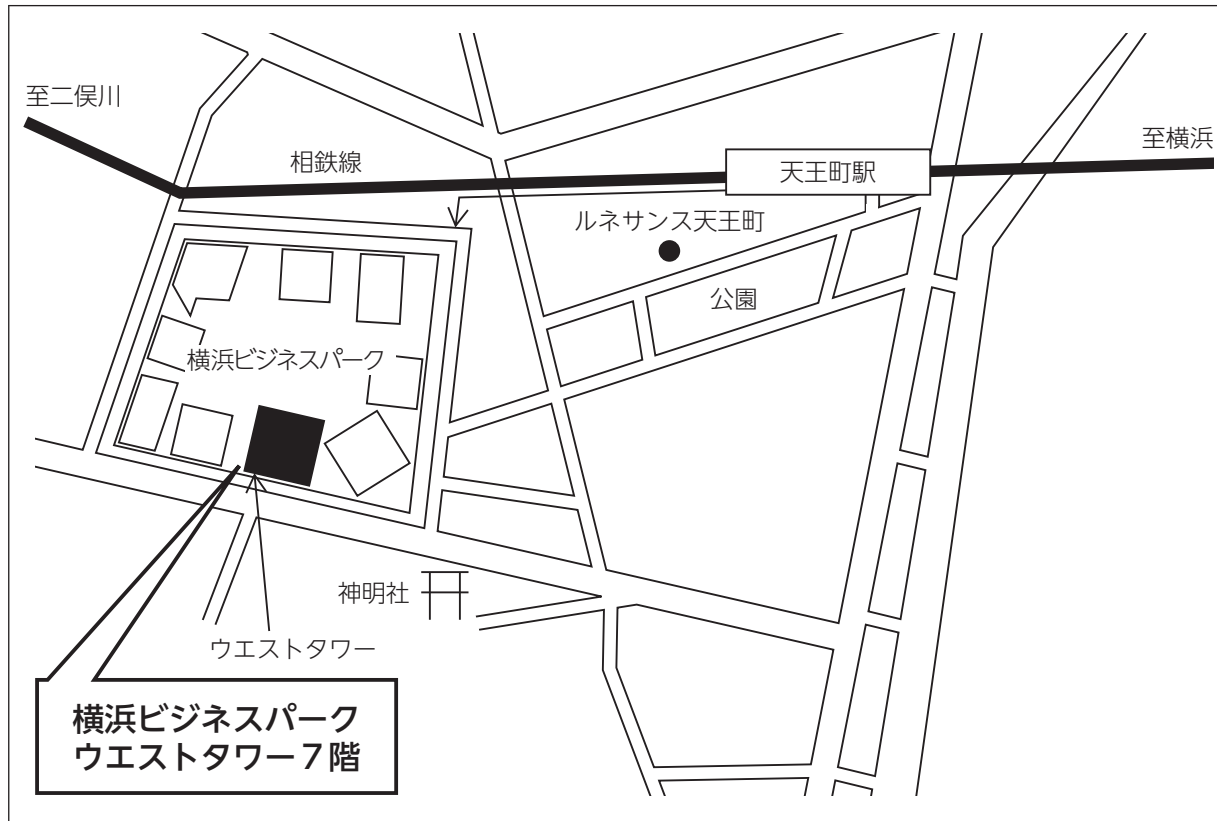
会場

横浜ビジネスパーク ウェストタワー7階 大会議室

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 TEL (045) 577-3880(代)

交通

相鉄線「天王町駅」YBP口下車 徒歩5分



多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、新型コロナウイルス集団感染のリスクがあります。議決権の行使は郵送またはインターネット等で行い、当日のご来場は感染防止の観点からお控えいただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社のウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.piolax.co.jp/>)

(駐車場について) 駐車場はご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。